

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

平成29年8月10日（木）

【協議事項】

1 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

（暴力団対策部・生活安全部）

警察本部から「刑法の一部を改正する法律が制定されたことに鑑み、福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例及び福岡県暴力団排除条例に規定する違法な行為を改めるなど、所要の規定の整備を行うものである。本件条例の改正について御審議願います。」旨の説明があった。

公安委員から「経過措置として、条例の施行日前に新刑法の罪に当たる行為があっても条例は適用できないことになるのか。」旨の発言があり、警察本部から「条例の改正前に行われた行為については、不利益処罰の遡及適用となるため、条例を適用することはない。」「条例の施行日の前で、かつ新刑法の施行日後に、監護者わいせつ等の行為があった場合は、条例で規定する命令等の対象とはならないが、罪にならないということではなく、新刑法の罪として処罰されることとなる。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 地区別警察署長会議の開催について

（総務部）

警察本部から「平成29年8月30日から9月5日までの間、県内4地区において地区別警察署長会議を開催し、警察署運営に関する諸問題について協議することとしている。」旨の報告があった。

2 平成29年度警察車両総合監査の実施結果について

（総務部）

警察本部から「平成29年4月19日から7月18日までの間、平成29年度警察車両総合監査を実施した。監査の結果、車両の管理等不備や簿冊の記載不備があり、当該所属に対する指導を行った。」旨の報告があった。

3 福岡市博多区における拳銃を使用した殺人未遂等事件の発生について

（暴力団対策部）

警察本部から「7月27日、福岡市博多区内の路上において拳銃を使用した殺人未遂等事件が発生した。現在、所要の捜査を行うとともに、関係箇所の警戒を強化している。」旨の報告があった。

公安委員から「市街地で発砲事件が発生したことは、非常に憂慮すべきであり、第2、第3の事案が起こるおそれもある。特に発砲事件は、第三者が巻き込まれる可能性もあることから、犯人の逮捕と警戒の強化を強く願います。」「犯人の早期検挙をお願いします。」旨の発言があった。

4 覚醒剤営利目的所持等事件の検挙について

（暴力団対策部）

警察本部から「小倉北警察署、若松警察署及び薬物銃器対策課は、静岡県警察と合同で、覚醒剤営利目的所持等事件について、7月10日までに、五代目工藤會傘下組織組

長ら2人を逮捕した。」旨の報告があった。

【その他の報告事項】

1 公安委員会からの要望について

(公安委員会)

公安委員から「福岡県警察においては、様々な非違事案が発生しており、先般、現職警察官による殺人事件が発生したことを重く受け止め、6月15日の公安委員会定例会において、組織内の綱紀粛清をお願いしたところ、それから、わずか2ヶ月で、現職警察官が大麻取締法違反で逮捕されるという事案が発生したことは、公安委員会として、極めて遺憾である。本日も、県警察に対してお願いすることは、前回と同様、綱紀粛清と県民の信頼回復に努めていただきたいということであり、この場にいる公安委員全員が、強い思いで申し上げていることを、よく受け止めていただきたい。一方、先般、朝倉警察署管内における豪雨災害において、多くの職員が、不眠不休で、命を賭して、職務執行している情景も目の当たりにした。ほとんどの職員が、治安維持、或いは災害のため献身の職務遂行を続けていることを承知している。これらの職員の士気を決して下げることなく、引き続き高く保ち続けていただきたい。これは、本部長以下幹部警察職員の責任だと思っている。心を一つにして、県民のため、治安維持に取り組んでいただきたい。」旨の発言があり、警察本部長から「公安委員会の御指摘を重く受け止め、県民の信頼回復と再発防止に努めてまいりたい。」旨の説明があった。